

都市緑地法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則をここに公布する。

平成30年3月30日

新潟県知事 米 山 隆 一

新潟県規則第22号

都市緑地法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則  
(新潟県建築基準法施行細則の一部改正)

第1条 新潟県建築基準法施行細則(昭和35年新潟県規則第82号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(確認申請書に添えるべき図書) 第9条 法第3条第2項の規定により法第48条若しくは第49条の規定の適用を受けない建築物又は法第48条第1項ただし書、第2項ただし書、第3項ただし書、第4項ただし書、第5項ただし書、第6項ただし書、第7項ただし書、第8項ただし書、第9項ただし書、第10項ただし書、第11項ただし書、 <u>第12項ただし書、第13項ただし書若しくは第14項ただし書</u> の規定による許可を受けた建築物については、別記第1号様式による制限建築物調書を確認申請書に添えなければならない。 2 (略)	(確認申請書に添えるべき図書) 第9条 法第3条第2項の規定により法第48条若しくは第49条の規定の適用を受けない建築物又は法第48条第1項ただし書、第2項ただし書、第3項ただし書、第4項ただし書、第5項ただし書、第6項ただし書、第7項ただし書、第8項ただし書、第9項ただし書、第10項ただし書、第11項ただし書若しくは第12項ただし書の規定による許可を受けた建築物については、別記第1号様式による制限建築物調書を確認申請書に添えなければならない。 2 (略)
(許可申請書等の添付書類) 第23条 (略) 2 法第48条第1項ただし書、第2項ただし書、第3項ただし書、第4項ただし書、第5項ただし書、第6項ただし書、第7項ただし書、第8項ただし書、第9項ただし書、第10項ただし書、第11項ただし書、 <u>第12項ただし書、第13項ただし書又は第14項ただし書</u> の規定による許可を申請する場合は、前項に定めるもののほか、別記第1号様式による制限建築物調書を添えなければならない。 3・4 (略)	(許可申請書等の添付書類) 第23条 (略) 2 法第48条第1項ただし書、第2項ただし書、第3項ただし書、第4項ただし書、第5項ただし書、第6項ただし書、第7項ただし書、第8項ただし書、第9項ただし書、第10項ただし書、第11項ただし書又は第12項ただし書の規定による許可を申請する場合は、前項に定めるもののほか、別記第1号様式による制限建築物調書を添えなければならない。 3・4 (略)

(新潟県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部改正)

第2条 新潟県生活環境の保全等に関する条例施行規則(昭和47年新潟県規則第44号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
別表第9 (第23条関係) 騒音に係る規制基準 (略) 備考 1 第1種区域、第2種区域、第3種区域及び第4種区域とは、それぞれ次の各号に掲げる区域をいう。ただし、騒音規制法第3条第1項の規定に基づき指定された地域(以下「騒音規制法に基づく指定地域」という。)にあつては、第1種区域、第2種区域、第3種区域及び第4種区域とは、同法	別表第9 (第23条関係) 騒音に係る規制基準 (略) 備考 1 第1種区域、第2種区域、第3種区域及び第4種区域とは、それぞれ次の各号に掲げる区域をいう。ただし、騒音規制法第3条第1項の規定に基づき指定された地域(以下「騒音規制法に基づく指定地域」という。)にあつては、第1種区域、第2種区域、第3種区域及び第4種区域とは、同法

第4条第1項の規定に基づき定められた第1種区域、第2種区域、第3種区域及び第4種区域をいい、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に規定する用途地域の定めのある地域（騒音規制法に基づく指定地域と重複する地域を除く。）にあつては、第1種区域とは、同号に掲げる第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域及び田園住居地域を、第2種区域とは、同号に掲げる第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域を、第3種区域とは、同号に掲げる近隣商業地域、商業地域及び準工業地域を、第4種区域とは、同号に掲げる工業地域をいうものとする。

(1)～(4) (略)

2～7 (略)

第4条第1項の規定に基づき定められた第1種区域、第2種区域、第3種区域及び第4種区域をいい、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に規定する用途地域の定めのある地域（騒音規制法に基づく指定地域と重複する地域を除く。）にあつては、第1種区域とは、同号に掲げる第1種低層住居専用地域及び第2種低層住居専用地域を、第2種区域とは、同号に掲げる第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域を、第3種区域とは、同号に掲げる近隣商業地域、商業地域及び準工業地域を、第4種区域とは、同号に掲げる工業地域をいうものとする。

(1)～(4) (略)

2～7 (略)

(新潟県屋外広告物条例施行規則の一部改正)

第3条 新潟県屋外広告物条例施行規則（平成8年新潟県規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後		改 正 前	
別表第6の2（第9条関係）		別表第6の2（第9条関係）	
条例第14条第1項の許可の基準（禁止地域等における広告物等の表示又は設置の許可基準）		条例第14条第1項の許可の基準（禁止地域等における広告物等の表示又は設置の許可基準）	
区 分	基 準	区 分	基 準
条例第12条第1号に掲げる広告物等	<p>条例別表種類の欄に掲げる広告物等で、別表第7の基準及び次に掲げる基準に適合するものであること。</p> <p>(1) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第2章の規定により定められた用途地域（以下「用途地域」という。）  <u>（第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域及び田園住居地域を除く。）</u>又はそれに近接する区域で、かつ、周辺が宅地として利用されている場所に表示し、又は設置するものであること。</p> <p>(2) (略)</p>	<p>条例第12条第1号に掲げる広告物等</p> <p>条例別表種類の欄に掲げる広告物等で、別表第7の基準及び次に掲げる基準に適合するものであること。</p> <p>(1) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第2章の規定により定められた用途地域（以下「用途地域」という。）  <u>（第一種低層住居専用地域及び第二種低層住居専用地域を除く。）</u>又はそれに近接する区域で、かつ、周辺が宅地として利用されている場所に表示し、又は設置するものであること。</p> <p>(2) (略)</p>	
(略)		(略)	

(新潟県産業立地を促進するための県税の特例に関する条例施行規則の一部改正)

第4条 新潟県産業立地を促進するための県税の特例に関する条例施行規則（平成15年新潟県規則第43号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対

応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(産業立地促進地域)</p> <p><b>第4条</b> 条例第2条第1項の規則で定める県有地及び規則で定める一定の地域は、県又は市町村が産業の立地を促進しようとする地域であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 都市計画法(昭和43年法律第100号) <u>第9条第11項</u>に規定する準工業地域、<u>同条第12項</u>に規定する工業地域又は<u>同条第13項</u>に規定する工業専用地域</p> <p>(3)～(5) (略)</p>	<p>(産業立地促進地域)</p> <p><b>第4条</b> 条例第2条第1項の規則で定める県有地及び規則で定める一定の地域は、県又は市町村が産業の立地を促進しようとする地域であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 都市計画法(昭和43年法律第100号) <u>第9条第10項</u>に規定する準工業地域、<u>同条第11項</u>に規定する工業地域又は<u>同条第12項</u>に規定する工業専用地域</p> <p>(3)～(5) (略)</p>

**附 則**

この規則は、平成30年4月1日から施行する。